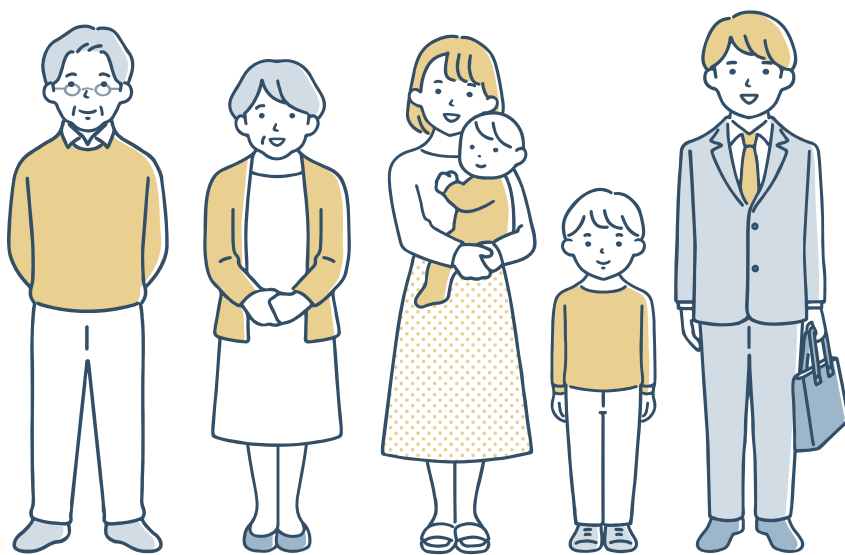


坂井市 区運営ガイド

～よりよい住民自治のために～



令和7年版

坂井市自治会連合会
坂井市 生活環境部市民協働課





区(町内会・自治会)の自治力チェック

- | | | |
|----|--|---------------------------------|
| 1 | 核家族化の進行により地域づきあいの煩わしさを避ける傾向や自治会の連帯感が希薄化しつつある。 | YES
☐ |
| 2 | 自治会行事への参加率が低下しつつある。 | YES
☐ |
| 3 | 自治会内の世帯数がもともと少ない、または少なくなってきたり、自治会活動の存続が難しくなっている。 | YES
☐ |
| 4 | 自治会役員が高齢化し、若年層の取り込みに苦労している。 | YES
☐ |
| 5 | 自治会長に負担が集中し、次の担い手が見つからない。 | YES
☐ |
| 6 | 役員が持ち回りになり、多様化・高度化する自治会業務の運営に負担を感じる。 | YES
☐ |
| 7 | アパートやマンションの住民とごみの分別や自治会活動への協力などでトラブルがある。 | YES
☐ |
| 8 | 自治会活動(安全、安心、美化など)を理解してもらえず、自治会への未加入や会費未納の問題がある。 | YES
☐ |
| 9 | 個人情報保護法などを理由に、連絡体制が確保できない。 | YES
☐ |
| 10 | 新旧住民の融和がうまくいかず、摩擦がある。 | YES
☐ |

自治力
レベル

- 0～3
- 4～7
- 8～

「Yes」にいくつ当てはまりましたか。

「Yes」に該当する数が多いほど、自治力に黄色信号が灯り始めています。

日常生活において住民の皆さんと話し合いの場を設け、自治会の将来に備えましょう。

○

～はじめに～

○

このガイドブックは、自治会長の役割や運営について少しでも参考にいただけるよう、基本的な事項や、これまでに自治会長の皆さまからいただいたご質問や事例などを取りまとめたものです。ぜひ、自治会活動などにお役立てください。

○

○

もくじ index

自治会運営

1.自治会組織の基礎知識 …… 3、4

- 1)自治会組織について
- 2)自治会における活動例
- 3)坂井市の区組織について

2.自治会の運営 …… 5、6

- 1)総会・会議など
- 2)規約の制定について
- 3)会計処理の原則
- 4)役員の選任について
- 5)役員業務の引継ぎについて
- 6)自治会の合併および分割について
- 7)自治会での困りごと相談会・自治会みらいミーティング

3.自治会への加入 …… 7、8

- 1)自治会への加入について
- 2)事業所・商店の自治会加入について
- 3)加入促進活動について
- 4)加入啓発活動時の想定問答例
- 5)自治会費の納入について

4.個人情報の取り扱いについて …… 9、10

- 1)個人情報を集める、保管するときのルール
- 2)個人情報を第三者に提供するときのルール
- 3)個人情報保護法に関するよくある質問

5.防犯や防災の取り組み …… 11、12

- 1)防犯と交通安全について
- 2)防災について
- 3)防災行政無線を用いた集落放送について

デジタル化

6.坂井市公式LINE

および自治会サポ!について 13、14

- 1)坂井市公式LINEについて
- 2)デジタル回覧板「自治会サポ!」について

組織・団体

7.認可地縁団体 …… 15、16

- 1)認可地縁団体について
- 2)認可地縁団体になるための要件
- 3)認可地縁団体の登記の特例について
- 4)認可地縁団体に対する課税について

8.協働のまちづくり …… 17、18

- 1)まちづくり協議会について
- 2)区長(自治会長)とまちづくり協議会の関係について
- 3)まちづくり協議会一覧

Q&A

9.自治会長や自治会に関する

よくある質問 …… 19、20

補助金

10.各種補助金・助成一覧 …… 21～24

電話帳

11.暮らしに役立つ電話帳 …… 25、26

1. 自治会組織の基礎知識

1 自治会組織について

自治会(区・町内会)は、一定の区域に居住する人々が、住民相互の親睦交流を図りながら、それぞれの地域において身近で様々な課題を解決することを目的として自主的に組織された住民組織です。

自治会では、個人では解決できない地域の課題について住民同士が協力し解決することができます。



2 自治会における活動例

① 防犯・防災活動

安全・安心で住みよいまちづくりを推進するためには、行政の取り組みだけでなく地域の取り組みが重要となります。特に、災害時における住民相互の助け合いによる安否確認や初期行動などは、区が果たす役割の中でも、最も重要な一つであると考えられます。日頃から地域にどんな人が住んでいるかという情報を、自治会内あるいは班の日常的な交流の中で把握しておくことが大切です。

震災など広域的被害が発生した際には、消防や行政の対応が遅れることも想定されることから、人の命を守るためにも地域における「互助」、「共助」が特に重要となります。

具体的な 取り組み

- 自主防災組織の結成
- 勉強会や防災訓練の実施、非常食や資機材などの物資の備蓄
- 居住者の把握と避難、安否確認体制の確立
- 犯罪防止のための見回り活動や防犯灯の設置など

② 環境美化活動

ごみ出しのチェックやごみステーションの清掃などの維持管理については、自治会内で環境推進員を擁立して行われたり、住民の当番制によって行われたりと、自治会によって様々です。

多くの自治会では、誰もが快適に暮らせるよう定期的に道路や公園などの清掃、資源回収や緑化活動が行われ、地域が清潔に保たれています。



③ 福祉活動

一人暮らし高齢者世帯などへの声かけや見守り活動が行われています。また、各地区において敬老事業が行われ、高齢者にとってやさしいまちづくりに取り組んでいます。

生活に困っている人や一人暮らしの高齢者で心配事のある人、児童に関することで悩んでいる人など、福祉についての心配事がある場合は、地区の民生委員・児童委員さんにご相談ください。



④ 親睦活動

自治会活動の基本は、健全なご近所付き合いを通して地域の一体感を醸成することです。このため、「お祭り」「納涼祭」「体育大会」「親睦会」などを通じて、地域の住民が喜びや楽しさを共有し、顔見知りや友達をつくる機会を提供することも自治会の大きな役割の一つです。

普段からの、住民相互のコミュニケーションが防犯・防災の面での連携の強化にもつながると言われています。

3 坂井市の区組織について 令和6年4月1日現在

行政区数 **443区**

(三国 112区／丸岡 189区／春江75区／坂井67区)

人 口 **88,666人**

(三国 19,938人／丸岡 30,624人／春江 25,587人／坂井 12,517人)

世帯数 **33,383世帯**

(三国 7,836世帯／丸岡 11,590世帯／春江 9,701世帯／坂井 4,256世帯)

地区の組織 **27区長会**※1／**1連合会**※2

※1.行政区の範囲を越えて、規模の大きな防災訓練やイベントなどの活動が行われています。

※2.「連合会」と称する組織を設置し、その範囲を対象に各種活動が行われている地区もあります。坂井市では三国地区にあります。令和5年6月に、「坂井市自治会連合会」が設立され坂井市全域を対象として、自治会共通の課題解決に向けて活動しています。

2. 自治会の運営

自治会の運営は、原則、規約と会員全員の意思に基づき行われます。役員が作成した事業計画(案)・収支予算(案)が総会で承認され、活動と予算執行ができます。そのため、会員の意思統一の十分な話し合いや連絡調整が欠かせません。また、年度当初の事業計画で決定された計画以外にも、ごみステーションの維持管理や夜間の防犯活動といった恒常的に行われる活動や、防犯灯の球切れなど突発的な対応を求められるものがあり、自治会における意思決定を明確にしたうえで柔軟な自治会運営が求められます。

1 総会・会議など

一般的に、会計年度を1月から12月までを区切りとし、自治会の総意を決定する総会を年末または年始に開催している自治会が多いようです。

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画(案)、収支予算(案)、自治会役員の改選などを議案とし、審議・議決を行います。多くの自治会では、総会の前に役員会を開催し、あらかじめ総会の議案について審議が行われているようです。その他、緊急に自治会員の承認が必要な事項が発生した場合には、臨時総会を開催することもあります。自治会の円滑な運営を行うために、総会や会議の終了後には、開催日時、場所、審議・議決事項を議事録にまとめることも重要です。

会議以外の連絡手段としては、紙や電子による文書配布や回覧板があります。また、自治会独自に掲示板などを設置し、情報提供に努めている自治会もあります。



2 規約の制定について

規約は、地域におけるまちづくりのための自主的なルールとしての意味を持っています。規約を制定することにより、自治会員に対して自治会の運営方法を明確にし、民主的な活動を行うことができます。

規約は、必ず自治会の総会で承認を得たうえで運用することを基本とし、地域の様々な状況変化に対応して、常に自治会員の意見を取り入れながら見直していく必要があります。また、規約を変更する際にも、総会で承認を得る必要があります。

3 会計処理の原則

自治会では、企業や行政と同じように会計処理が行われます。また、会計・事業の執行状況について監査を行い、総会において自治会員に報告することが重要です。

4 役員の選任について

自治会長をはじめとする役員は、ほとんどの自治会において「選挙」や「輪番制」により選任されています。それ以外の方法として「推薦」といった方法により選任されていることもあります。

副会長・会計・監事・班長などの役員を段階的に交代する人事体制を確立しているところもありますので、そのような方法もご検討ください。

5 役員業務の引継ぎについて

任期の満了などにより役員が代わる際には、必ず後任者に担当する業務の内容や懸案事項などを引き継いでください。任期中から引き継ぐことを意識して、資料やパソコンの電子データを保存しておく、後任者への引き継ぎが円滑に行えます。

また、前任者からの引き継ぎ事項も踏まえ、例えば長年にわたり自治会において取り組んでいる課題や行政への各種補助金の申請方法の要点・注意点なども含めて引き継ぐと、円滑な自治会運営が継続されます。



6 自治会の合併および分割について

自治会を取り巻く環境は時代とともに変化していきます。環境に対応していくために、自治会の合併による組織基盤強化や役員の負担軽減を図る必要が生じることもあります。近隣同士の自治会とはいえ、それぞれの成り立ちや活動の歴史があるため、所有財産の管理や新自治会の運営方法などについて、市への相談および自治会内(合併を検討する場合には自治会同士)での協議を十分に行っていただき、合併および分割のメリット・デメリットや必要性を理解したうえで、意思決定していくことが重要です。

7 自治会での困りごと相談会・自治会みらいミーティング

集落カルテ事業(市内自治会への聞き取り・アンケート調査)のデータを基に意見交換をすることや他の自治会の先進的な取り組みを紹介し、自治会の在り方、運営について住民と市が一緒になって考える『自治会みらいミーティング』を自治会単位で実施します。自治会が抱える問題や疑問、不安などの相談にも対応しますので、市民協働課までご連絡ください。

3. 自治会への加入

1 自治会への加入について

自治会とは、地縁による最小単位のコミュニティ組織として自主的・自律的な活動を行う団体です。市では、自治会を介して広報紙の配布をはじめとする情報提供や福祉や環境、防災などの各種の行政サービスを提供しています。また、緊急時、特に災害の避難誘導などは自治会を介して指示することとなります。いざという時には、地域の助け合いが絶対に不可欠であり、住民の生命や財産を守る行動に繋がると考えています。そのためには様々な自治会活動を通して、普段から良好な地域関係を築いていく必要があります。

一方で自治会への加入は個人の意思に委ねられますが、住民相互の関係性を築きながら、防犯灯やごみステーション、集会施設などの生活基盤の管理・運営をはじめ、近年では防災活動など助け合いが求められていることから、市では転入者に対して自治会への加入を推進しています。

2 事業所・商店の自治会加入について

自治会のように、一定の区画に編成される地縁型の組織は、その区画に住む全世帯のほか、事業所・商店も対象となります。このことから、事業所・商店を自治会員とせずにお祭りやイベントなどに対する寄付金として協力をお願いする方法もあります。また、事業所・商店が自治会の管理するごみステーションを利用する場合には、自治会のルールに基づき、利用するための負担金をお願いするケースもあります。

同じ地域に所在する事業所・商店ともコミュニケーションを図り、お互いの立場を理解した上で、自治会への加入や協力を呼びかける必要があります。



3 加入促進活動について

自治会活動を効果的に実施するためには全世帯の加入が理想的です。そのためには次のような活動について説明を行い、理解を得ることが必要です。

- ・常日頃からごみステーションや防犯灯など生活に必要な設備の維持管理
- ・会議や催し、子ども会や高齢者サロンの場となる集会施設の維持管理
- ・恒例行事や交流事業、防災・防犯活動
- ・自治会内の伝統文化の継承事業

自治会内の活動について記載してある「自治会加入促進チラシ」などをご活用ください。市民協働課にありますので必要部数をご連絡ください。

4 加入啓発活動時の想定問答例

Q. 自治会への加入は強制ですか？

A. 自治会はあくまで任意加入の組織ですが、ごみステーションの維持管理や防犯灯の設置管理は自治会が行っており、防災・防犯などの活動には、自治会員相互の協力が必要です。ぜひ、自治会に加入していただき、一緒に住みよい自治会にしていきたいと思います。

Q. 自治会に加入すると何かメリットはありますか？

A. 住民相互の親睦を図ることで、顔の見えるご近所付き合いができ、防災・防犯面や日常生活において安心感が得られます。広報さかいなどの行政からのお知らせは自治会を通じて配布・回覧されますので、各種生活情報やイベントの情報を得ることができます。また、道路・側溝の改善など、日常生活上の環境整備は自治会が取りまとめているので、自治会長に相談することができます。

5 自治会費の納入について

自治会に加入すると、自治会員は自治会の規約などで定められている会費を納入することになります。しかし、家計の事情で会費の納入ができない場合や期限までに納入できない場合も想定されます。対象者はこれまでどおり自治会とのつながりを望んでいることを前提に考えると

- ① 世帯の構成年齢・人員に応じた会費設定となっているか
- ② 納入期限の猶予は可能か
- ③ 物価高など家計負担に配慮した軽減措置はできないか

以上のとおり、前例にこだわることなく時代に応じた柔軟な対応が求められると考えられます。また、入会金を設定する場合や将来の集会施設の新築・改修・建替を想定した積立を行っている場合は、転入者に対しては納得するまで十分な説明が求められます。納入したお金がどこに使われどう役立てられるのか、理解をいただく必要があります。



4. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。法律の改正により自治会を含むすべての事業者が個人情報保護法の適用を受けることとなりました。従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりませんが、自治会が注意すべき点を次のとおりまとめました。

1 個人情報を集める、保管するときのルール

① 個人情報を集める前

個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

② 個人情報を集めるとき

本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。

③ 個人情報を保管しているとき

- ◆ 集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。
 - ・盗難や紛失などのないように適切に管理する。
 - ・配布する際は、配布先に盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼び掛ける。
- ◆ 集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、
訂正するための手続きの方法などを本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。

2 個人情報を第三者に提供するときのルール

① 本人の同意の取得

- ◆ 本人以外の者に個人情報を提供するときは、あらかじめ本人の同意を得る。
ただし、次のような場合は、同意を得なくても提供できる。
 - ・法令に基づく場合（警察からの照会など）
 - ・人の生命、財産を守る場合（災害発生時の安否確認など）
 - ・委託先に提供する場合（自治会員名簿の印刷を業者に委託する場合など）

② 提供に関する記録義務

- ◆ 個人情報の提供先などを記録し、一定期間保管する。
- ◆ 個人情報を委託先に提供する場合には、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認（情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄などの事項を記載した書面を渡すなど）する。また個人情報が適切に取り扱われているか、委託先の状況を確認する。

3 個人情報保護法に関する よくある質問

Q. 個人情報とは何ですか？

A. 生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職なども、氏名と紐付けして管理している場合には個人情報になります。

Q. すでに配布した自治会員名簿は、どのように取り扱えばよいですか？

A. 自治会のなかで認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かを行う必要はありませんが、盗難・紛失などの無いよう、適切に管理するようにしましょう。

Q. 新たに自治会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない自治会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになりますが、その場合どのように取り扱えばいいですか？

A. 以前に自治会員名簿を作成する際に、その自治会員に対して「利用目的」を伝え、「第三者への提供」について同意を得ていると思われるので、その場合は改めて何かを行う必要はありません。

Q. 自治会全体の名簿以外でも地域や班などの連絡網を作成・配布する場合、どうすればいいですか？

A. 名簿を作成・配布する場合とルールは同じです。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その目的や問い合わせ先を書面などで関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

Q. 個人情報を紛失した場合、どのように対応すればよろしいでしょうか？

A. あらかじめ、自治会内で定めたルールに従って対応することが必要と考えられます。具体的には、責任者への連絡、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止などの措置を講じることが挙げられます。なお、行政からの依頼により取りまとめている個人情報について紛失が発生した場合は、まずは依頼元の所管課などへご連絡いただきますようお願いします。

個人情報保護委員会について

個人情報保護委員会は、個人情報（マイナンバーを含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いの確保に関する業務を行う機関です。個人情報保護委員会では、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。

個人情報保護法 相談ダイヤル

TEL 03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30
[土日祝日および年末年始を除く]

5. 防犯や防災の取り組み

1 防犯と交通安全について

空き巣、痴漢、詐欺、交通事故など、被害は様々ですが、対策としてまず必要なのは正しい知識の普及と啓発です。方法はいろいろありますが、自治会の行事やイベントの時に合わせて自治会員に周知したり、回覧板やポスターなどで根気強く呼び掛けていくことが大切です。なお、警察署や坂井市消費者センターなどが出前講座をしてくれる場合もありますので、有効に活用しましょう。

犯罪や事故を未然に防ぐためには、見回りや見守りも効果的です。目立つ色の揃いの上着などを作って着用すれば、抑止効果が高まるほか自治会活動のPRにもなります。

また、地域の危険な場所を点検して、地図に反映させて自治会内で共有することも有効です。自治会員が参加するワークショップの手法で地域の危険場所図を作成すれば、その過程で自治会員の安全意識を高めることも期待されます。

2 防災について

自治会員の防災・減災活動には、自治会員が協力して組織的に行動することが効果的です。地域防災活動の拠点となる自主防災組織を結成し、消火器や救命機器などを購入したり、防災訓練を実施したりしている自治会もあります。災害発生から避難所生活をするまでの各段階で自治会の中の誰がどのような役割を担うのか、自治会員がどのように行動するべきなのか、訓練を通じて具体的に確認することが大切です。

また、災害時に安否確認や救助を迅速に行うための備えも大切です。自治会員の同意を得て、災害時の名簿を作成し、病気や障がいなどにより配慮を必要とする方は、それらの情報を盛り込んで、災害時にきめ細かい対応ができるように備えている自治会もあります。



3 防災行政無線を用いた集落放送について

防災行政無線は、災害時において避難情報や警戒情報を屋外にいる市民を対象にお知らせするための設備です。

平常時には、子局（設置場所）から地域での行事・イベントなどのお知らせに利用することも可能です。

この集落放送の運用は、自治会長によって行われます。



① 運用管理の内容

- ・放送施設の鍵の保管 ・放送施設日誌の記載
 - ・放送施設に異常を発見した場合は、施設管理者に連絡
- [連絡先] 三国・丸岡・春江地区：各支所／坂井地区：危機管理対策課

② 放送できる事項

- ・自治会の活動および自治会員に周知する放送
- ・火災などの災害が生じ、自治会員に周知する放送

③ 放送できない事項

- ・選挙運動に関する放送 ・営業に関する放送
- ・個人的事項に関する放送 ・特定の団体に関する放送
- ・そのほか防災行政無線（集落放送）施設において放送することが適当でないと認められる事項

④ 放送の方法（例）

「こちらは、こうほう ○○○【自治会名】です。（※1～2回繰り返し）」
「（放送内容）」
「いじょうでおわります」

⑤ その他

一つの子局が複数の自治会にまたがっている場合は、使用前に関係自治会長に了解を得て、放送を行ってください。

6. 坂井市公式LINEおよび自治会サポ!について

市では、LINEを用いた配布文書のデジタル化と自治会内の電子回覧板に取り組んでおります。自治会内のデジタル化に取り組むことにより、区長業務の負担軽減や印刷代などの経費削減が見込まれます。導入についての詳しい説明や住民を対象とした説明会の開催なども可能ですので、お気軽にご相談ください。

1 坂井市公式LINEについて

市より自治会長を通じて各世帯に配布している広報紙などの行政文書をスマートフォンやタブレットで確認できます。また、防災情報や子育て情報などを個別に受信設定することにより、“欲しい情報”のみをプッシュ通知として受け取ることが可能となります。

ご利用の場合は14ページ記載のQRコードをスマートフォンにて読み込むまたはLINEアプリにて「坂井市」と検索し、お友達追加をお願いします。また、自治会員（区民）にも周知して活用していただくことにより、配布文書削減が見込まれますのでご活用ください。

2 デジタル回覧板「自治会サポ!」について

自治会サポ!は自治会長や役員が自治会員へのお知らせをパソコンやスマートフォンなどを利用して送信できるシステムです。これまでの紙の文書配布では、自治会長から班長などを通じて自治会員に行政文書や自治会のお知らせを配布していましたが、自治会サポ!を活用すると直接自治会員に情報発信ができ、素早い情報共有ができます。

●自治会サポ!の簡単な流れ



作成したお知らせ文書や資料を写真に撮ってデジタル化します。対象となる自治会員やグループを選択し、届けたい情報を発信します。

予め登録した、個人のスマートフォンやタブレットに新しいお知らせが届いた旨のプッシュ通知がされますので内容を確認します。



●自治会サポ!の便利な機能

お知らせ配信

例) 自治会のお祭りやイベントのお知らせ、清掃活動の案内など

自治会長ができること

- ・自治会員への素早い情報共有
- ・定型文を修正し、簡単に発信することができる
- ・アンケート機能で行事の参加の可否を集計することができる

自治会員ができること

- ・アンケート機能により、会議の参加の可否について簡単に回答ができる
- ・文書が2年間保存されるので、後日確認することができる

掲示板機能

例) 災害時の自治会員間での情報共有

掲示板では、自治会員どなたでも投稿が可能のため、災害時などに利活用できる

- ・除雪状況を共有できる・集落内の冠水状況を共有できる
- ・倒壊家屋やひび割れた道路などの状況を共有できる
- ・安否確認が可能



そのほかにも…

- ・役員会や農家組合など特定のグループを作成することでグループのみの配信が可能です。
- ・自治会サポ!は多言語翻訳ができます。
対応言語: 英語、韓国語、中国語(簡体・繁体)
スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

●自治会サポ!の運用事例

A区の場合

地区の清掃活動日の朝に大雨が降ってしまった際、これまでは区民館に集まったときに中止の連絡をしていたが、自治会サポ!のおかげで、自宅で各世帯に中止の連絡を一斉にすることができた。

B区の場合

地震災害があった際に、自治会サポ!を通じて、家屋や道路に異常がないかを確認した。また、地区全体で被害状況を一斉に共有することができた。

アンケートをお知らせ発信



災害時の掲示板



7. 認可地縁団体

1 認可地縁団体について

区(自治会)が保有する集会施設などの財産管理について、個人または共有名義で登記されている場合、様々な問題が生じる可能性があります。認可地縁団体は、このようなトラブルを防止するため、市長の認可を受け、法人化することにより団体名義で不動産登記などができる制度です。

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可以外の手続き、例えば法務局への法人登記などは一切必要とされません。

2 認可地縁団体になるための要件

地域的な共同活動を円滑に行っている地縁団体のうち、次の4つの要件を全て満たしているものは、「認可地縁団体」として認可を受けることが可能となります。

- ① 地縁団体の存する区域において、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会施設の管理運営や親睦事業など地域的な共同活動が行われていること。
- ② 認可地縁団体の区域や範囲が図面や地番などにより客観的にわかる状態であり、他の認可地縁団体の区域と重複しないこと。
- ③ 地縁団体の区域に住所を有する全ての個人(子どもや外国人も含む)は構成員となることができるものとし、その相当数(全住民の過半数)が構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

3 認可地縁団体の登記の特例について

認可地縁団体が所有する不動産であって、表題部所有者・所有権登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員(かつて構成員であった場合も含む)であり、その相続人の全部または一部の所在が知れない場合は、市町村長にその相続人の承諾書に代わる書面(※1)を申請することができ、その承諾に代わる書面を添付すれば、認可地縁団体が単独で所有権保存・移転登記をすることが可能となりました。

※1.相続人の承諾書に代わる書面とは…

当該不動産について所有権の保存または移転登記をするための「公告」に対し、市町村が定める期間内(3か月以上)に異議の申し立てが無かったことを疎明する書面。

◎注意:認可地縁団体は、団体の法人化により不動産の登記の手続きが不要となったり省略できたりするというものではありません。対象不動産の状況により登記手続きが煩雑となる場合もあります。登記手続きの詳細については、司法書士などの専門家や福井地方法務局へお尋ねください。

4 認可地縁団体に対する課税について

地縁団体に対する課税は、地縁団体認可の前と基本的には変わりません。(収益事業を行えば課税の対象となります) 詳細については、それぞれの関係機関(県税事務所や市税務課)にお問い合わせください。

① 法人市民税

登録団体の代表者へ申告納付などの関係書類が4月初旬頃に送付されます。
収益事業が無い場合、減免申請を行うことができます。

② 固定資産税

公共の用に供する集会施設などは、減免申請を行うことができます。

税の種類		地縁団体の認可を受けた団体	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	非課税	均等割に法人税をあわせ課税 課税(収益が無くても)
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 集会施設など、減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割に法人税をあわせ課税 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	不動産を取得した時点の評価額で課税 「委任の終了」による取得は減免措置 集会施設など、減免措置あり 「委任の終了」とは、これまで団体が保有しながら個人名義(〇〇他何名)となっていた不動産の所有権移転登記の原因 ※収益事業をしない場合、行う場合の区別はしない	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※収益事業とは、賃料を取っての貸地や物品販売など、法人税法施行令第5条に列記する事業

8. 協働のまちづくり

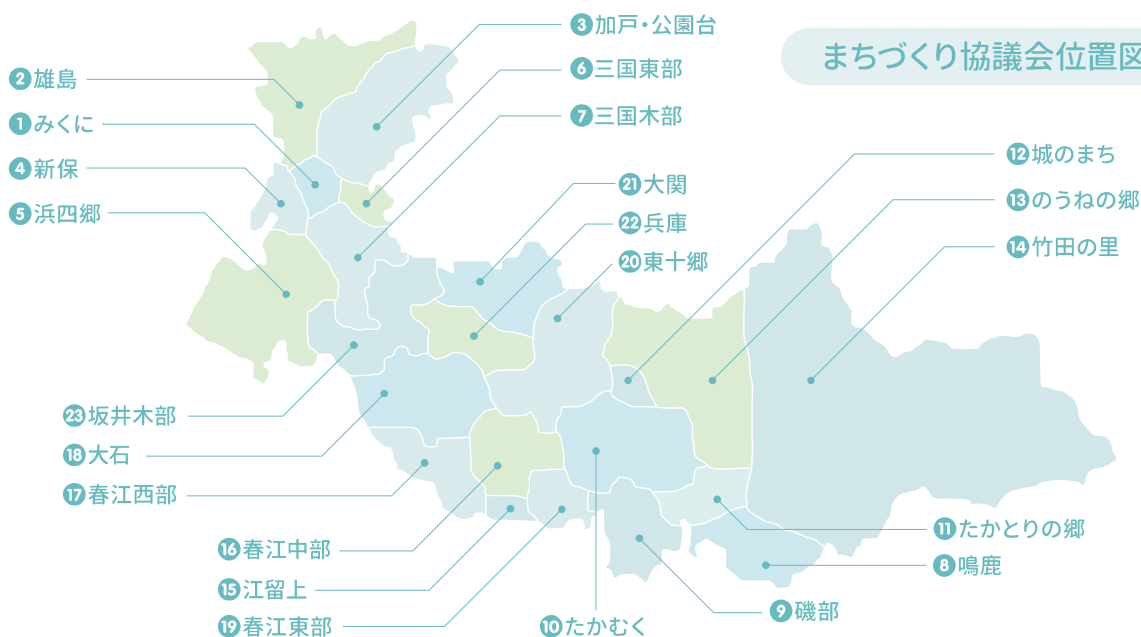
1 まちづくり協議会について

まちづくり協議会は、地域を基礎に市民誰もが参画できる組織であり、それぞれの実情と創意工夫により自主的に活動する団体です。

地域の課題をより身近なところで解決するとともに、行政との役割分担や連携、自己責任、継続性が求められることから、次のように位置付けられています。

- ◆ コミュニティセンターまたは小学校区域の規模で、日常的につながりと一定のまとまりを持った組織とする。
- ◆ 原則として、コミュニティセンターを活動拠点とする。
- ◆ 地域自治、福祉、教育、生涯学習、ボランティア、NPO、企業などの地域の団体と幅広い連携を行う。

現在、まちづくり協議会は地域住民が主体となって創意工夫と自主性により「地域の活性化や地域振興事業」、「景観形成やうるおいの創出」、「地域環境」、「文化・交流・人材育成」、「自主防災・防犯活動」など、地域の特色を生かした活動や地域の課題解決、地域の話題発掘に取り組んでいます。



2 区長(自治会長)とまちづくり協議会の関係について

様々な地域課題に取り組む体制として、まちづくり協議会と区長会は一体、または強いパートナーシップ関係にあります。

役割はそれぞれですが、ほとんどのまちづくり協議会において、区長は運営の中核を担っています。協議会によっては、区長の役割を会則で定めているところもあります。

3 まちづくり協議会一覧

協議会名	設立年月日	基本理念・テーマ
① みくに地区まちづくり協議会	平成19年12月5日	人情と歴史・文化・自然を育むみなとまち みくに
② 雄島地区まちづくり協議会	平成20年7月8日	海と緑と史跡に恵まれた おしま「人と地球と夢を大切にする まち」
③ 加戸・公園台地区まちづくり協議会	平成20年10月13日	思いやる交流で安全安心なまち 加戸・公園台
④ 新保地区まちづくり協議会	平成19年12月6日	安全・安心・心豊かな助け合いのまち 新保
⑤ 浜四郷地区まちづくり協議会	平成20年4月15日	全員参加でまちづくり 笑顔あふれる浜四郷
⑥ 三国東部まちづくり協議会	平成20年4月19日	家庭・地域を育み、心豊かなまち東部
⑦ 三国木部まちづくり協議会	平成20年4月13日	活力と和みある 住みよい まちづくり三国木部
⑧ 鳴鹿まちづくり推進協議会	平成19年10月12日	豊かな自然と文化に培われた交流のまちづくり
⑨ 磯部地区まちづくり協議会	平成19年6月30日	心の潤いある「まちづくり」
⑩ たかむくのまちづくり協議会	平成19年11月5日	すみよい 越の たかむく〜次世代にむけて 知恵と汗を流そう〜
⑪ たかとの郷づくり協議会	平成20年2月23日	地域住民みんなが協力して夢と希望が持てる活力ある美しいまちづくり
⑫ 城のまちまちづくり協議会	平成20年2月27日	歴史のロマンと自然にとけこむ街 まるおか「めざそう 美しい街・人・心！」
⑬ のうねの郷づくり推進協議会	平成19年7月17日	地域の特性を活かし、地域住民みんなできり組むまちづくり
⑭ 竹田の里づくり協議会	平成19年11月13日	みんなで創る、誇りある明るい竹田
⑮ 江留上まちづくり協議会	平成20年4月13日	笑顔 あふれる 安心して住めるまち 江留上
⑯ 春江中部まちづくり協議会	平成20年3月23日	住みたくなる 優しい街 春江中部
⑰ 春江西部地区まちづくり協議会	平成20年3月7日	地域住民みんなが楽しむ“まちづくり”
⑱ 大石地区まちづくり協議会	平成20年6月28日	人とひと 絆でつなごう ユリのまち大石
⑲ 春江東部地区まちづくり協議会	平成20年3月30日	熱気・活気、元気がある 春江東部
⑳ 東十郷まちづくり協議会	平成20年10月25日	〜このまちが好き！愛LOVE東十郷〜
㉑ 大関まちづくり協議会	平成20年7月13日	〜田園癒しの空間〜やっぱいいなあ大関
㉒ 兵庫地区まちづくり協議会	平成20年7月21日	おもっしえーを創るまち ワクワク兵庫！
㉓ 坂井木部地区まちづくり協議会	平成20年10月5日	美しい田園風景と思いやりのあるまち 坂井木部

9. 自治会長や自治会に関する よくある質問

Q1. 自治会への加入を断られた場合、どのような対応をすればいいですか？

A1. 自治会とは、地縁による最小単位のコミュニティ組織として自主的・自律的な活動を行う団体です。よって、自治会への加入には法的な強制力はないと解されます。ただし、市としては、自治会を介して「広報さかい」の配布をはじめとする情報提供や福祉や環境、防災などの各種の行政サービスを提供しています。また、緊急時、特に災害の避難誘導などは自治会を介して指示することとなります。

いざという時には、地域の助け合いが絶対に不可欠であり、自治会員の生命や財産を守る行動に繋がります。そして、そのためには様々な自治会活動を通して、普段から良好な地域関係を築いていくことが必要であると考えます。

加入を断る理由は、各々異なり事情があると思いますが、転入者の方々などには以上についてのご理解をいただきながら、自治会への加入を図っていただきますようお願いします。

Q2. 「自治会費が高いので自治会を脱退したい」など、自治会費負担に関する問い合わせには、どのように対応すればいいですか？

A2. 自治会費は防犯灯の電気代、ごみステーションの維持など、普段の生活に欠かせない必要な経費であるということを説明しながら、そして会計もわかり易くするなど努めていただくことで理解を得られやすいと考えます。

Q3. 文書配達業務が負担になっています。業務の縮小はできませんか？

A3. 文書配達業務は「行政嘱託員設置規則」の業務として位置づけられており、従来より自治会長さんのご協力により、広報紙などを各世帯に配布いただいております。

しかし、各自治会の人口減少や少子高齢化、自治会長の業務多忙などから、配布業務が負担になっているという声が寄せられています。

そこで、市では令和5年1月より坂井市公式LINEアカウントを開設し、市からお知らせしている行政配布文書など、重要な情報をデジタルで配信するサービスを開始しました。お友だち登録をしていただくことで情報をお届けできますので、ご登録をしていただき自治会内での普及をお願いします。

Q4. 当自治会では、行政嘱託員手当は自治会の通帳に入金されます。その後、自治会から役員報酬として自治会長個人に報酬が支払われます。確定申告などは、どのような取り扱い方をすればいいですか？

A4. ご質問のとおり、自治会の会計に入金された行政嘱託員手当から役員報酬としてその一部を受け取るという形になりますと、自治会長さんには自己申告の原則に基づき、確定申告時に実受取額について申告していただくことになります。またその際、税務署より実受取額に係る資料など（※市からの払込通知書、自治会の収支予算書など）の提示を求められる場合がございますのでご注意ください。

なお市といたしましては、行政嘱託員は市が個人に委嘱しており、行政嘱託員手当は個人に対する報償としてお支払しているものですので、報償の性質上、振込先は自治会会計などの団体通帳ではなく、自治会長ご自身の個人口座をお願いしています。自治会の規約などを変更する必要があるかもしれませんが、ご検討をお願いします。



Q5. 行政嘱託員手当は、所得税の対象となりますか？

A5. 行政嘱託員手当は所得税の対象となり、源泉徴収(3.063%)された金額でお支払いします。なお、支払いの際には支払明細書を通知しますので、手当額・源泉額など詳細は、そちらをご参照ください。

Q6. 区長配布物の量が多いように感じます。量を減らすことは可能ですか？

A6. 以前より、毎月各自治会長に配布をお願いしています文書については、市広報紙を活用し量を減らすよう関係各課(その他団体)に指導しているところです。しかしながら、国・県、各まちづくり協議会、学校などについては、配布する区域が限定されるため、市広報紙を活用しにくい、またそれ以外についても急を要する案件が重なることがあり、なかなか量を減らすことが困難な状況です。

また規格につきましても、お知らせしたい内容などにより文書のサイズが異なる場合がございます。ただし、A4サイズを超える大型文書は原則二つ折りにすること、ポスターは原則A3以下にすることなど改善しています。

つきましては、今後とも以上の点を考慮し、坂井市公式LINEアカウントを活用しながら、いっそうの紙文書量の削減に努めて参りますので、ご理解をお願いします。

**Q7. 自治会独自のごみ出し当番などの案内については、
文書や回覧板での連絡を行っていますが、
文書の作成・配布に時間がかかり面倒です。何か良い連絡手段はないでしょうか？**

A7. 市では令和5年1月より坂井市公式LINEアカウントを用いて、自治会独自の回覧板などをデジタルで配信できる「自治会サポ!」のサービスを開始しました(詳細は13~14ページ)。アンケート機能を有しており、自治会員へのお知らせと併せて集計までが可能となります。さらに配信された情報について個人の既読状況を確認することができるなど、迅速な情報共有が可能となり、業務の簡素化が見込まれます。

しかし、自治会の全世帯が携帯電話やパソコンを利用できる環境とは限らないため、デジタル配信と紙媒体での配布の融合について自治会内で協議していただき、導入をご検討下さい。

10. 各種補助金・助成一覧

1 区掲示板設置事業費補助金

問合せ先 市民協働課 TEL 50-3017

概 要	区掲示板の新設に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	5万円
主な要件など	・修繕および撤去は補助対象となりません		

2 デジタル環境整備事業費補助金

問合せ先 市民協働課 TEL 50-3017

概 要	区集会施設のインターネット接続工事、Wi-Fi機器やタブレット端末購入に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	10万円
主な要件など	・令和7年度分は調査を終了していますが、必要に応じて各支所または市民協働課までご相談ください なお、令和8年度以降分は、実施する前年の8月末までにご連絡ください ※デジタル回覧板「自治会サポ!」の導入が必須です		

3 集会施設整備事業費補助金

問合せ先 市民協働課 TEL 50-3017

概 要	区集会施設の増築・改築・修繕（バリアフリー工事、下水道接続、トイレ改修、エアコン設置、照明器具入替工事、耐震診断・工事、白蟻駆除含む）に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	200万円
主な要件など	・令和7年度分は調査を終了していますが、必要に応じて各支所または市民協働課までご相談ください。なお、令和8年度以降分は、実施する前年の8月末までにご連絡ください ・耐震診断以外は、20万円以下の事業は対象外です ※集会施設の新設・建替については、県や宝くじ事業の補助制度もありますので、検討されている区がございましたらご相談ください		

4 介護予防拠点整備事業費補助金

問合せ先 高齢福祉課 TEL 50-3040

概 要	介護予防拠点施設の整備に要する経費の補助		
補助率など	10分の10以内	限度額	1施設あたり971万円
主な要件など	・高齢者の介護予防活動(通いの場、健康づくり教室など)を主たる目的とし、月2回以上、継続的に活動を実施するための施設整備が対象です ・少なくとも5年間、市に対して毎年の活動実施報告が必要です ・既に整備工事を行っている場合や、土地の取得・造成に係る費用、外構に係る費用、消耗品・備品などの購入に係る費用は対象となりません ・令和7年度分の補助金事前申請は現在、受付を終了しております 補助金制度についての相談や、将来利用を検討されている場合はご連絡ください		

5 自治会活動活性化支援事業費補助金

問合せ先 市民協働課 TEL 50-3017

概 要	自治会の新たな担い手を確保するための取り組みに要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	10万円
主な要件など	・対象者を若者、女性、外国人または子どものいずれかに限定して実施すること ・新規事業であること。または、これまで実施してきた事業(上記対象者に限定したもの)に新たな企画や取り組みを追加したものであること ・令和7年度分は調査を終了していますが、必要に応じて2月末までに市民協働課までご相談ください		

6 坂井市コミュニティ助成事業費補助金
(一般コミュニティ助成事業)

問合せ先 企画政策課 TEL 50-3013

概 要	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費の補助		
補助率など	10分の10以内	限度額	100万円以上250万円以内
主な要件など	・自治会や町内会などの地域に密着して活動する団体が対象であり、特定の目的で活動する団体やPTAは除きます ・(一財)自治総合センターが定める実施要綱および留意事項に基づき申請し、助成決定の通知があった事業が対象となります		

10. 各種補助金・助成一覧

7 LED 防犯灯設置事業費補助金 問合せ先 危機管理対策課 TEL 50-3525			
概 要	防犯対策を目的とする防犯灯の設置に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	(LED灯具) 13,000円／灯 (灯具設置用ポール) 30,000円／本
主な要件など	・補助対象はLED灯具に限ります(正常な灯具の取替も対象) ・修繕および工事着手後の申請は補助金を交付することができません		

8 安全安心まちづくり支援事業補助金 問合せ先 危機管理対策課 TEL 50-3525			
概 要	防犯カメラなどの防犯インフラの初期整備に要する経費の補助		
補助率など	3分の2以内	限度額	防犯カメラ 10万円／1台 (1小学校区あたり100万円) その他 10万円／1区
主な要件など	・詳細は市ホームページを参照してください ・令和7年度分の申請については申請期限があります		

9 自主防災組織活性化事業費補助金 問合せ先 危機管理対策課 TEL 50-3525			
概 要	活動経費・防災資機材の購入に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	年度内 15万円(活動に係る補助は15万円のうち2万円が限度)
主な要件など	・補助を受けるには自主防災組織の結成が必要です ・原則年度につき資機材購入および活動経費それぞれ1回申請が可能です ※防災資機材の購入については、宝くじ事業の補助制度もありますので、検討されている区がございましたらご相談ください		

10 区環境整備事業費補助金 問合せ先 建設課 TEL 50-3051			
概 要	区が管理する道路や排水路の改修に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	200万円
主な要件など	・農道や農業用排水路は補助対象となりません		

11 雪に強いまちづくり事業費補助金

問合せ先 建設課 TEL 50-3051

概 要	区による小型除雪機の購入に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	50万円
主な要件など	・狭小道路の通行を確保することを目的とします		

12 ごみステーション設置等事業費補助金

問合せ先 環境推進課 TEL 50-3032

概 要	区のごみステーション設置に要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	10万円
主な要件など	・軽微な修繕や構造上重要ではない部分の修繕は対象となりません ※軽微な修繕とは塗装、部品の交換(鍵の交換、扉の取っ手の交換)などをいいます		

13 児童小遊園地遊具整備事業費補助金

問合せ先 子ども福祉課 TEL 50-3042

概 要	児童小遊園地の遊具の新設または入れ替えに要する経費の補助		
補助率など	2分の1以内	限度額	30万円
主な要件など	・過去5年間に、この事業による補助を受けていない場合に限ります		

14 自治会設備(児童小遊園地遊具等)助成金問合せ先 市社会福祉協議会
総務課 TEL 68-5070

概 要	区が管理している児童小遊園地遊具、掲示板、 ごみステーションの修繕に要する経費の助成(共同募金財源)		
補助率など	2分の1以内	限度額	5万円
主な要件など	・同一年度内における複数申請はできません ・過去2年間に、この事業による助成を受けていない場合に限ります		

15 緊急災害支援事業助成金

問合せ先 市社会福祉協議会 総務課 TEL 68-5070

概 要	火事などにより居住していた家屋での生活が困難となった 被災世帯の支援に要した経費の助成(共同募金財源)		
補助率など	—	限度額	1回につき5万円
主な要件など	・広域にわたる大規模災害は対象となりません		

※いずれの補助金も予算の範囲内において補助しますので、全ての要望に対応できない場合もあります。
計画された時点で必ずお問い合わせください。

11. 暮らしに役立つ電話帳

キーワード		担当課	連絡先
自治会活動	自治会総合窓口	市民協働課	☎ 0776-50-3017 ✉ machizukuri@city.fukui-sakai.lg.jp
防犯・ 防災活動	交通安全指導・啓発	危機管理 対策課	☎ 0776-50-3525 ✉ kikikanri@city.fukui-sakai.lg.jp
	防犯灯設置補助		
	災害時対応(窓口・避難所開設など含む)		
	防災訓練		
	防災行政無線		
	防犯隊・防犯カメラ		
	犯罪被害者など支援		
	自主防災組織支援		
	有害鳥獣対策	農業振興課	☎ 0776-50-3150 ✉ noushin@city.fukui-sakai.lg.jp
	屋外広告物設置許可	都市計画課	☎ 0776-50-3050/0776-50-3052 ✉ keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp
	カーブミラー・ガードレール設置	建設課	☎ 0776-50-3051 ✉ kensetsu@city.fukui-sakai.lg.jp
	道路補修(陥没・道路照明の球切れなど)		
	道路除雪		
	洪水・土砂災害ハザードマップ		
	空き家対策	空家対策室	☎ 0776-50-3036 ✉ iju@city.fukui-sakai.lg.jp
環境衛生・ 保全活動	ごみの収集(ごみカレンダー)	環境推進課	☎ 0776-50-3032 ✉ kankyoku@city.fukui-sakai.lg.jp
	ごみステーション設置管理など		
	不法投棄防止		
	公害防止		
福祉活動	福祉総合相談	福祉総合 相談課	☎ 0776-50-3163 ✉ sogosoudan@city.fukui-sakai.lg.jp
	生活困窮		
	生活保護		
	ひきこもり		
	民生委員児童委員	社会福祉課	☎ 0776-50-3041 ✉ fukushi@city.fukui-sakai.lg.jp
	避難行動要援護者支援制度	高齢福祉課	☎ 0776-50-3040 ✉ kourei@city.fukui-sakai.lg.jp
	高齢者福祉支援		
	ひとり暮らしなど高齢者の相談	生涯学習スポーツ課	☎ 0776-50-3162 ✉ gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
親睦活動	子ども会育成連絡協議会	生涯学習スポーツ課	☎ 0776-50-3162 ✉ gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
	シニアクラブ・敬老事業	高齢福祉課	☎ 0776-50-3040 ✉ kourei@city.fukui-sakai.lg.jp
	国際化推進・多文化共生	総務課	☎ 0776-50-3010 ✉ soumu@city.fukui-sakai.lg.jp
	社会教育・生涯学習	生涯学習 スポーツ課	☎ 0776-50-3162 ✉ gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
	市民スポーツ祭		
まちづくり・ その他	古城マラソン・ふくい桜マラソン	市民協働課	☎ 0776-50-3017 ✉ machizukuri@city.fukui-sakai.lg.jp
	認可地縁団体		
	行政嘱託員		
	行政配布文書		
	自治会サポ!		
	坂井市自治会連合会		
	まちづくり協議会	公共交通対策課	☎ 0776-50-3077 ✉ kokyokotsu@city.fukui-sakai.lg.jp
	イータク(オンデマンド型交通)		
	国勢調査	情報統計課	☎ 0776-50-3027 ✉ johotokei@city.fukui-sakai.lg.jp
	坂井市LINE公式アカウント	DX推進室	☎ 0776-50-3019 ✉ johotokei@city.fukui-sakai.lg.jp
	道路工事	建設課	☎ 0776-50-3051 ✉ kensetsu@city.fukui-sakai.lg.jp
	水道工事	上下水道課	☎ 0776-50-3130 ✉ jyogesui@city.fukui-sakai.lg.jp
	下水道工事		
	選挙	選挙管理委員会	☎ 0776-50-3015 ✉ soumu@city.fukui-sakai.lg.jp

「キーワード」ごとに担当課を記載しています。※補助金の所管課については補助金一覧(P21~24)をご覧ください。

市の組織一覧

総務部

総務課

☎ 0776-50-3010/soumu@city.fukui-sakai.lg.jp

危機管理対策課

☎ 0776-50-3525/kikikanri@city.fukui-sakai.lg.jp

職員課

☎ 0776-50-3011/syokuin@city.fukui-sakai.lg.jp

秘書広報課

☎ 0776-50-3012/kouhou@city.fukui-sakai.lg.jp

総合政策部

企画政策課

☎ 0776-50-3013/kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

ふるさと納税推進室

☎ 0776-50-3026/furusato_tax@city.fukui-sakai.lg.jp

情報統計課

☎ 0776-50-3027/johotokei@city.fukui-sakai.lg.jp

DX推進室

☎ 0776-50-3019/johotokei@city.fukui-sakai.lg.jp

移住定住推進課

☎ 0776-50-3034/iju@city.fukui-sakai.lg.jp

空家対策室

☎ 0776-50-3036/iju@city.fukui-sakai.lg.jp

結婚応援課

☎ 0776-50-3018/kekkan@city.fukui-sakai.lg.jp

財務部

財政課

☎ 0776-50-3020/zaisei@city.fukui-sakai.lg.jp

監理課

☎ 0776-50-3021/kanri@city.fukui-sakai.lg.jp

営繕課

☎ 0776-50-3166/eizen@city.fukui-sakai.lg.jp

工事検査課

☎ 0776-50-3022/kensa@city.fukui-sakai.lg.jp

税務課(課税グループ)

☎ 0776-50-3023/kazei@city.fukui-sakai.lg.jp

税務課(納税グループ)

☎ 0776-50-3024/nouzei@city.fukui-sakai.lg.jp

健康福祉部

社会福祉課

☎ 0776-50-3041/fukushi@city.fukui-sakai.lg.jp

福祉総合相談課

☎ 0776-50-3163/sogosoudan@city.fukui-sakai.lg.jp

高齢福祉課

☎ 0776-50-3040/kourei@city.fukui-sakai.lg.jp

健康増進課

☎ 0776-50-3067/zoshin@city.fukui-sakai.lg.jp

保険年金課

☎ 0776-50-3031/hoken@city.fukui-sakai.lg.jp

子ども福祉課

☎ 0776-50-3042/kosodate@city.fukui-sakai.lg.jp

保育課

☎ 0776-50-3088/hoiku@city.fukui-sakai.lg.jp

生活環境部

市民生活課

☎ 0776-50-3030/shimin@city.fukui-sakai.lg.jp

環境推進課

☎ 0776-50-3032/kankyoku@city.fukui-sakai.lg.jp

公共交通対策課

☎ 0776-50-3077/kokyokotsu@city.fukui-sakai.lg.jp

市民協働課

☎ 0776-50-3017/machizukuri@city.fukui-sakai.lg.jp

三国支所

☎ 0776-82-8900/shisho-miku@city.fukui-sakai.lg.jp

丸岡支所

☎ 0776-68-0803/shisho-maru@city.fukui-sakai.lg.jp

春江支所

☎ 0776-51-9401/shisho-haru@city.fukui-sakai.lg.jp

産業政策部

農業振興課

☎ 0776-50-3150/noushin@city.fukui-sakai.lg.jp

地籍調査室

☎ 0776-50-2010/noushin@city.fukui-sakai.lg.jp

林業水産振興課

☎ 0776-50-3154/rinsui@city.fukui-sakai.lg.jp

観光交流課

☎ 0776-50-3152/kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

観光拠点整備推進室

☎ 0776-50-3155/kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

建設部

商工労政課

☎ 0776-50-3153/syokou@city.fukui-sakai.lg.jp

都市計画課

☎ 0776-50-3050, 0776-50-3052/keikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

建設課

☎ 0776-50-3051/kensetsu@city.fukui-sakai.lg.jp

高速交通対策室

☎ 0776-50-3051/kensetsu@city.fukui-sakai.lg.jp

上下水道課

☎ 0776-50-3130/jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp

出納

会計課

☎ 0776-50-3003/kaikei@city.fukui-sakai.lg.jp

病院

三国病院 事務局

☎ 0776-82-0480/byouin@city.fukui-sakai.lg.jp

教育委員会

教育総務課

☎ 0776-50-3160/kyouiku@city.fukui-sakai.lg.jp

学校教育課

☎ 0776-50-3161/gakkou@city.fukui-sakai.lg.jp

生涯学習スポーツ課

☎ 0776-50-3162/gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

文化課

☎ 0776-50-3164/bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

丸岡城国宝化推進室

☎ 0776-50-3164/bunka@city.fukui-sakai.lg.jp

監査委員事務局

☎ 0776-50-3002/kansa@city.fukui-sakai.lg.jp

議会事務局

☎ 0776-50-3001/gikai@city.fukui-sakai.lg.jp

農業委員会事務局

☎ 0776-50-3151/nougyou@city.fukui-sakai.lg.jp

デジタル回覧板 「自治会サポ!」を 利用しませんか



スマホを使って、
簡単スピーディな
情報伝達・交換を!!
防災活動にも
強い味方!

● 導入のメリット

自治会長業務の効率化・軽減化

- ・紙の文書(案内文など)を各世帯に配布していた手間を減らすことができます。
- ・会議や行事の出欠確認をアンケート機能で簡単に確認することができます。
- ・以上は、グループ機能を使えば子ども会や自主防災組織内のみでもできます。

情報共有の迅速化

- ・回覧板では周知までに時間がかかりますが、自治会サポ!では瞬時に伝達できます。
- ・災害時には自治会員の安否確認や被害の状況の調査、復旧作業の通知などを迅速に発信することができます。



坂井市公式LINEについて

デジタル回覧板「自治会サポ!」は坂井市公式LINEを通じて確認していただくことができます。また、自治会で配信した文書の通知も公式LINEを通じて、案内されます。



自治会サポ!について

自治会サポ!の詳細は坂井市HPにあります。
導入を検討されている場合は、
お気軽に市民協働課までご相談ください。

お問い合わせ

坂井市 生活環境部市民協働課：0776-50-3017